

岩宇地域のまちづくり連携 に関する協定書

平成28年6月

共和町・岩内町・泊村・神恵内村

岩宇地域のまちづくり連携に関する協定書

共和町、岩内町、泊村及び神恵内村（以下「岩宇4町村」という。）は、岩宇地域が連携するまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩宇4町村が、圏域自治体同士の相互補完と役割分担による連携により、地域住民に必要な生活機能の確保及び地域の活性化を図り、安心して暮らし続けられる地域とするため、岩宇地域が連携するまちづくりに関して、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 岩宇4町村は、前条に規定する岩宇地域が連携するまちづくりに関し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 岩宇4町村が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び岩宇4町村の役割は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 岩宇4町村は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 岩宇4町村は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、岩宇4町村が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、岩宇4町村が協議の上、これを定めるものとする。

(協定の解消)

第6条 この協定を解消しようとする場合は、岩宇4町村による協議により合意を得るものとする。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、岩宇4町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、岩宇4町村が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年6月28日

岩内郡共和町南幌似38番地2

共和町長 山本栄



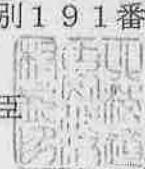
岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町長 上岡雄司



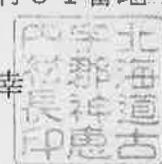
古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7

泊村長 牧野浩臣



古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地4

神恵内村長 高橋昌幸



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

○地域の医療体制の維持・確保

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|---|---|
| 圏域内における地域医療を支えるために、救急医療及び小児医療の体制維持・確保に取り組む。 | ・地域中核病院であり、泊発電所の有事の際の原子力災害医療協力機関である岩内協会病院との連携を密にする。 |

2 福祉

○高齢者福祉の推進

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|--|--|
| 介護保険法に基づく要介護認定を行う審査会（介護認定審査会）の共同設置に取り組む。 | 岩内町 ・介護認定審査会を共同して設置とともに、運営を行う。 共和町、泊村、神恵内村 ・介護認定審査会を共同して設置する。 |

○障がい者福祉の充実

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|----------------------------------|--|
| 障害者総合支援法に基づく障がい者の福祉サービスの充実に取り組む。 | ・障がい者への相談支援や地域活動支援センター、児童発達支援等サービスの提供を共同で行う。 |

3 教育

○次世代を担う人材の育成

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|---|---|
| 圏域内の子ども達等が地域の産業や魅力等の体験を通じて交流を深める、地域の学習機会の普及促進に取り組む。 | 共和町 ・圏域内の小中高生等を対象とした地域学習事業の企画や総合調整等を行う。 岩内町、泊村、神恵内村 ・圏域内の小中高生等を対象とした地域学習事業に協力する。 |

4 産業振興

○広域観光の推進

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|---|--|
| 圏域内の秘めた資源や新たな魅力等多様な地域資源を総合的に活用し、新たな観光資源づくり及び観光人材の育成に取り組む。 | 岩内町 ・圏域内の多様な地域資源の掘り起こしや体験事業等の企画や総合調整等を行う。 共和町、泊村、神恵内村 ・圏域内の多様な地域資源の掘り起こしや体験事業等の取組に協力する。 |
| | |

○地場産品の振興

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|--|---|
| 圏域内の良質な一次産品や加工品等の普及拡大を図るため、地場産品の開発や販路拡大等に取り組む。 | 泊村、神恵内村 ・圏域内の地場産品開発や国内外プロモーション等の企画や総合調整等と共同で行う。 共和町、岩内町 ・圏域内の地場産品開発や国内外プロモーション等の取組に協力する。 |
| | |

5 その他

○廃棄物処理施設の共同利用

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|----------------------------|----------------------------|
| 廃棄物処理施設の的確かつ効率的な維持管理に取り組む。 | ・岩内地方衛生組合による廃棄物処理の広域化を進める。 |

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

○生活路線バス運行の維持・確保

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|---------------------------------|--|
| 圏域内の地域交通を確保するために生活路線バスの維持に取り組む。 | ・生活路線バス（岩内～共和～泊～神恵内）の運行を維持するためにバス事業者に支援する。 |

2 道路等交通インフラの整備

○基幹道路等ネットワーク整備の促進

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|---|---|
| 圏域内の効率的な道路交通ネットワークの形成に向けた国道等交通インフラ整備促進の取組を推進する。 | 共和町 ・国道 229 号整備促進に係る期成会事務局をはじめ、幹線道路の整備促進に向けた取組を進める。 岩内町 ・国道 276 号岩内共和道路整備促進に係る期成会事務局をはじめ、幹線道路の整備促進に向けた取組を進める。 泊村、神恵内村 ・国道等幹線道路の整備促進に向けた取組を進める。 |
| | |
| | |

3 地域内外の住民との交流・移住促進

○道内外の住民等との交流促進

| 取組内容 | 各町村の役割 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 道内外の住民等との地域の産業や魅力等を活かした交流人口の拡大に取り組む。 | ・道内外の住民等との地域の産業や魅力等を活かした各種交流事業等を行う。 |